

平成二十三年 第三回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年三月二十八日(月)午後三時

二 閉会日時 平成二十三年三月二十八日(月)午後四時三十五分

三 会議開催の場所 教育研修センター五階 大研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

| | | | |
|------------|-------|-------------|--------|
| 部長 | 小林 順一 | 中央市民センター館長 | 齋藤 実 |
| 理事教育次長事務取扱 | 小野寺 晃 | 文化財課長 | 遠藤 正夫 |
| 浪岡教育事務所長 | 今村 貴宏 | 市民図書館長 | 今藤 正彦 |
| 教育環境推進監 | 塩崎 章悦 | 学務課長 | 成田 一二三 |
| 参事総務課長事務取扱 | 金澤 保 | 学校給食課長 | 本間 昭彦 |
| 社会教育課長 | 横山 克広 | 指導課長 | 三上 雅彦 |
| 文化スポーツ振興課長 | 佐藤 修之 | 浪岡教育事務所教育課長 | 鳴海 雄大 |

| | | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 柳谷 章二 | 鎌田 慎也 | 西村 惠美子 | 平出 道雄 | 月永 良彦 | 土田 美貴 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|

七 会議に付議された案件

(一) 議事

- 議案第十二号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第十三号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第十四号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第十五号 青森市民センター条例施行規則及び青森市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第十六号 教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第十七号 職員（県費負担職員を除く。）の懲戒処分等について
- 議案第十八号 職員（県費負担職員を除く。）の懲戒処分等について

(二) 報告

- (1) 「平成二十三年（2011年）東北地方太平洋沖地震」発生に伴う教育委員会における被害状況と対応について
- (2) 専決処分について
- (3) 自然体験交流施設（旧青年の家）開設に向けた方針（素案）」に係るわたしの意見提案制度（パブリックコメント）の実施について
- (4) 寄附採納について
- (5) 平成二十三年度全国高等学校総合体育大会青森市実行委員会第二回総会の開催について
- (6) 「縄文遺跡群世界遺産について学ぶ会」及び「小牧野遺跡世界遺産登録説明会」の開催について

八 会議録署名委員

平 出 道 雄
月 永 良 彦

九 会議の概要

午後二時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。
議案第十七号及び議案第十八号について、非公開の会議とすることを決定し、宣言する。
議案第十二号から議案第十六号について審議を行い、原案のとおり決定する。

事務局から六件の報告をし、平成二十三年第四回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第十七号及び議案第十八号を審議し、原案のとおり決定し閉会した。

十 会議の状況

(一) 議 事

委員長 それでは議事に入ります。

議案第十二号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十二号青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

本規則は、平成二十二年度をもって高田中学校が廃校になることに伴い、当該学校で管理しておりました公印を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第十二号の配布資料「青森市教育委員会公印規則 新旧対照表」をご覧ください。

改正内容といたしましては、高田中学校で使用しておりました公印番号、第九十三号、第百六十七号及び第二百四十一号の三個の公印を廃止するため、同規則別表（第四条関係）から削除いたします。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員長 無いようですので、議案第十二号につきまして、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 次に、議案第十三号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局

から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十三号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、平成二十三年度の教育委員会事務局の組織・機構の見直しに伴い、所用の改正を行うために制定しようとするものであります。

主な改正点でございますが、議案第十三号の配布資料「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則 新旧対照表」二ページをご覧ください。

教育委員会事務局といたしましては、「教育環境推進監」について、通学区再編による教育環境の充実において、当初の目的、方向性が定まったことから、これを廃止することとし、これと併せて、これまで以上に学社融合による教育・学習活動、生涯学習、読書活動など学習環境の整備・充実を図るために、新たに「学習環境調整監」を設置することとし、第四条第五号において、「教育環境推進監」を「学習環境調整監」に改めるものであります。

また、文化財専門監につきましても、当初の目的を達成したものととして廃止することといたしました。
四ページをご覧ください。

教育委員会事務局が所管している学校や文化施設などを一体的・効果的に管理するため、学務課から「学校施設管理チーム」を総務課に移管することといたしましたことから、別表第一（第八条関係）において、学務課の施設管理に伴う分掌事務を総務課へ移管することとし、その他、条文の整理をするなど、所要の改正を行うものであります。
以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員長 無いようでございますので、議案第十三号につきまして、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 次に、議案第十四号、青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について「事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十四号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

本規則は、市民図書館に関わる、職員体制と職務について整理するとともに、分掌事務並びに地域を拠点とする読書環境の充実のため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明いたします。議案参考資料、新旧対照表の二ページをご覧ください。

まず、第二条から第四条におきまして、職員及びその職務を明確にするため、所要の改正をするものです。

次に、新旧対照表の二ページ・三ページをご覧ください。

第六条第一項におきまして、『市民図書館』を『図書館』に改め、第二十一号として、三月二十二日、市民図書館に放送大学青森学習センター再視聴施設が開設したことから、同事務を追加するものです。

次に、第二十三条におきまして、各市民センターに開設の配本所について、規定上配本冊数が三千六百冊と制限されておりましたが、概ね二千冊から二万二千冊という現状を踏まえ、所要の改正をするものです。

次に、第二十六条におきまして、貸出文庫の利用冊数及び貸出期間は制限されておりませんが、利用している地域の文庫活動の多様化に合わせた流動的な運用を可能にするため、所要の改正をするものです。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員長

無いようでございますので、議案第十四号につきまして、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

次に、議案第十五号「青森市民センター条例施行規則及び青森市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

理事から説明

議案第十五号 青森市民センター条例施行規則及び青森市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

ついで、提案理由をご説明申し上げます。

市が所有する室内プールであります。青森市古川市民センター温水プール、「青森市西部市民センター室内プール」及び「青森市民室内プール」につきましては、各施設が個別に発行する回数券に共通性が無く、利用者は回数券を購入した施設でなければ利用することができない現状にあります。

したがって、今後、より一層の市民サービスの向上に資するため、平成二十三年四月一日から、これまでの購入施設に限定した回数券のあり方を改め、三施設を相互利用できる共通の回数券とすることから、「青森市市民センター条例施行規則」及び「青森市体育施設条例施行規則」の一部を改正しようとするものであります。

また、平成二十一年度の包括外部監査におきまして、「青森市体育施設条例施行規則」で規定している青森市民室内プールの開館時間と現状の市民への開場時間について相違があるとの指摘を受けたところであります。

「古川市民センター温水プール」及び「西部市民センター室内プール」につきましても同様に開館時間と開場時間に相違がありましたことから、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

見出しの変更など表現の整理に係るものがございますが、主要な変更点についてご説明いたします。

初めに青森市市民センター条例施行規則についてであります。第二条第二項では、古川市民センターの温水プールは、現状、開場時間を二時間ずつ四つの時間帯に区分しておりますが、規則に定められておりませんので、現状に合わせて規定しようとするものであります。

同条第四項では、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間の変更、休館日の開館若しくは開館日の休館、プールの開場時間の変更できる旨を、また、同条第五項では必要な周知に努める旨を規定しております。

次に、三ページ目をご覧ください。

第七条第二項では、青森市民室内プールの個人使用券について、古川市民センターの温水プール及び西部市民センターの屋内プールに係る個人使用券とみなす旨規定しております。

また、同条第三項は、前項のただし書に伴い改正するものであります。

次に、五ページをご覧ください。

青森市体育施設条例施行規則についてであります。青森市市民センター条例施行規則の一部改正と同様に現状に合わせての開場時間を規定するとともに、開場時間が変更になった場合の周知などについての改正を行うものであります。

なお、当面の周知方につきましては、所管する施設内においてポスターを掲示するほか、学校やPTA関係者などにチラシを配布しPRに努めますとともに、今後は「広報あおもり」を通じ利用者に周知することといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員長

無いようでございますので、議案第十五号につきまして、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

次に、議案第十六号「教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十六号 教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明申し上げます。

本規程は、青森市財務規則の改正に伴い、所要の改正を行うために制定をするものであります。

議案第十六号の配付資料「教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程 新旧対照表」をご覧ください。

図書の購入につきましては、これまで、三千円以上二万円未満の図書は、「備品購入費」による支出としておりましたが、平成二十二年四月一日付け青森市財務会計規則改正において「消耗品」と規定されたことに伴い、教育委員会においても同様の取り扱いとし学校へも連絡していましたが、学校長への委任事務に関する規定に反映されておりました。

このため、所要の改正を行うものでありますが、改正内容といたしましては、第三条において、学校長に委任する事務は、別表のとおりとする。と規定しており、その別表において、「三千円」を、「一万円」に改めた改正を行うもの

であります。
以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

委員長 無いようでございますので、議案第十六号につきまして、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

(二) 報 告

委員長 それでは報告事項に入ります。本日の報告事項は六件となっております。
はじめに、(1)「平成二十三年(2011年)東北地方太平洋沖地震」発生に伴う教育委員会における被害状況と対応について事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

「平成二十三年(2011年)東北地方太平洋沖地震」発生に伴う教育委員会における被害状況と対応について報告申し上げます。

去る三月十一日午後二時四十六分頃、「平成二十三年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生しました。青森市は震度四でありましたことから、教育委員会では災害対応マニュアルに基づき、直ちに青森市教育委員会災害対策本部を設置し、人的被害、施設設備の被害状況の把握に努めるとともに、小学生(児童)につきましては、保護者引渡しの措置を講じるよう各小学校に指示したところでございます。

また、地震発生後、陸奥湾沿岸部を対象に津波警報による避難指示が発令されたことに伴い、教育委員会が所管する施設のうち、小学校十三校、中学校六校、市民体育館、市民ホール、文化会館、東部市民センター、油川市民センターの計二十四箇所が避難所として指定され、避難者の多い避難所には、学校職員と共に、教育委員会事務局からも

職員を派遣し避難所開設の支援を行ったところであります。

教育委員会所管施設の被害状況でございますが、地震発生直後、小・中学校から報告があったものにつきましては、給食室の水漏れが一件、受水槽のトラブルが三件、校内電話の不通が一件、電気系統のトラブルが一件ありましたが、現在は復旧しております。

市民図書館におきましては、八階の蛍光灯六十機が破損したことから、現在は八階部分を閉鎖しての開館となっております。復旧は四月中旬を見込んでおります。

学校給食調理施設につきましては、地震発生後の停電により、食器消毒保管庫が使用不能となったこと、また、施設の被害状況が確認できなかったことから施設の安全・衛生管理などの徹底を図るため十四日(月)、十五日(火)の給食を中止しました。しかし、その後、地震の影響により給食材料の確保の見通しが立たないこと、また、燃料不足により給食搬送が困難であることから、十六日(水)から今学期の給食終了日である二十四日(木)まで、全小・中学校の学校給食を中止としたところでございます。

学校給食の中止に伴いまして、各小・中学校におきましても、二十四日(木)まで昼食なしの午前授業としたところでございます。

今回の地震災害の影響により、重油等の燃料不足から市内各施設の運営が困難な状況であることを鑑み、現在、市全体の施設の運営をイベント開催日など特別な事情を除き、三月三十一日まで休館、または、開館時間短縮の措置を講じておりますが、四月一日以降の開館につきましては、現時点では未定となっております。

今回の燃料不足の中、去る三月二十二日(火)に後潟小学校におきまして、灯油保管タンクから灯油約百八十リットルがなくなっていることに学校職員が気付き、三月二十二日(火)に青森警察署に被害届を提出したところでございます。

幸いにも今回の地震発生に伴う、児童生徒のケガ等はございませんでしたが、未だ余震が続く中、教育委員会事務局といたしましては、今後も児童生徒、さらには施設利用者の安全確保に万全を期して参りたいと考えております。以上でございます。

委員長

ただいまの報告に関して、ご意見、質問等はありませんか。

平出委員

市民図書館の八階の蛍光灯が六十機破損し、復旧が四月中旬ということでしたけれども、現在は八階は使われていないとい

うことですが、地震発生当時は市民がいたと思いますが、トラブルはなかったのでしょうか。

市民図書館長

委員ご承知のとおり、市民図書館はアウガの六階から八階にございます。避難の際に安全を確保するため、少し時間は要しましたが、幸いにも怪我人なども無く安全に避難が完了しております。

西村委員

小学生の保護者への引渡しに関して、職場や保護者の皆様に理解を得られたこと、また、大きな協力を得られたということ、で今回は安心をいたしました。

それから、もう一つは、市民図書館の蛍光灯の六十機破損というのは、どれくらいの規模なのか分らないのですが、今後ガラスの破片等が本の間に散乱したということがあれば、使用する際は電気の復旧作業だけでは済まないのではないかと思っておりますが、その辺りはどういふ状況なのでしょうか。

市民図書館長

十一日に発生した地震に伴い、市民図書館は十二日に臨時休館をしております。

その際、一日をしまして全てのフロアの本並びに工作物等の全て一点ずつ点検をしております。現状に復しております。ただ、八階につきましては、この六十機というのがイメージでいきますとフロアの四分の一の規模にあたります。

吊り下げ式の蛍光灯でありましたことから破損してしましまして、非常に危険であるということから今後、このような危険を伴ってはいけないということで、破損した六十機全てを下ろしております。ただし、配線上の点検も必要であります。

物資を注文しているのですが、今月末に入荷されますが、作業にあたる会社の方々が現在、八戸地方で非常に大きな被害がありましたのでそちらの方の復旧にかかっております。四月十日前後でなければ作業ができないということですが、四月中旬には回復できるということで作業を進めております。

委員長

その他、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。無いようですので次に移ります。

次に、(2)専決処分について事務局から報告をお願いいたします。

市民図書館長から説明

公用車の交通事故に係る専決処分について、ご報告申し上げます。

去る一月六日午前十時五十分頃、市民図書館の配本業務にあたり、横内市民センターの前において、業務を終えた市車両がバックした際に後ろに停車していた車両に衝突し、相手車両を破損した事故であります。

損害賠償については、双方協議の結果、市側の十割の過失責任とし、市は相手方の車両修理費等として、十四万七千八百九十三円を市が全額負担することで和解し、平成二十三年二月二十五日地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、市長による専決処分を行ったものであります。

安全運転の励行につきましては、これまでもその周知徹底を図ってきたところではありますが、あらためて安全運転・安全走行のための確認の徹底を図り、再発防止に努めて参ります。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告に関して、ご意見、質問等はございませんか。
無いようですので次に移ります。次に、(3)「自然体験交流施設(旧青年の家)開設に向けた方針(素案)」に係るわたしの意見提案制度(パブリックコメント)の実施について事務局から報告をお願いいたします。

社会教育課長から説明

それでは、「自然体験交流施設(旧青年の家)開設に向けた方針(素案)」に係るわたしの意見提案制度(パブリックコメント)の実施についてご報告いたします。

旧県青年の家の今後の進め方につきましては、昨年十二月二十日開催の本定例会において、本市が目指す教育の中における当該施設の位置づけ等の方針を検討し、委員の皆様から御意見・御提案をいただくとともに、市民の代表である議会にも報告し、十分議論を重ね、御理解をいただきながら進めて参りたいとの御報告をしたところでございます。

このたび、お手元の資料にありますとおり、旧県青年の家の取得の背景や活用方法、改修経費・維持管理経費などをまとめた「自然体験交流施設(旧県青年の家)開設に向けた方針」の素案を作成したところですが、この方針の素案に多くの市民の御意見をいただくため、わたしの意見提案制度、いわゆる、パブリックコメントを実施することとい

いたしましたことから、その概要を御報告いたします。

パブリックコメントの実施期間は四月一日から四月三十日までの一ヶ月間とし、素案は市ホームページで確認できますほか、社会教育課をはじめ、市役所本庁舎二階情報公開コーナー、柳川庁舎一階総合サービスコーナー、浪岡庁舎一階総合案内、青森市情報プラザ、各支所（六箇所）、各市民センター（十一箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、市立小・中学校（六十九箇所）の市内九十三箇所縦覧ができます。

お寄せいただいた御意見・御提案につきましては、それらの内容を十分検証し、教育委員会の考えをまとめた上で、最終的な「方針」を作成し、五月の本定例会での御報告を予定しているところであります。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告に関しまして、何か質問、ご意見等ございませんでしょうか。

平出委員

市民への縦覧に關しまして非常に大事だと考えております。しかし、市民の中には、ともすれば未だに、「古い施設だけども利用できそうだからこつこつ施設を作る」のだというような受け止め方をしている人々もいるように感じられます。また、「財政が非常に厳しい中でお金がかかりすぎるのではないかと」と、そのような受け止め方をする市民もいるように聞いております。この施設は、学校教育、青少年教育、生涯学習これらにとつて是非必要なのだと、青森市の特徴ある教育で施設を活用していくのだというパブリックコメントを引き続き強化していくことが必要だと思いますし、それに成功が掛かっているとも思いますのでよろしく願いたいと考えております。

委員長

その他、ご意見、質問等ございませんか。
無いようですので次に、(4) 寄附採納ついて事務局から報告をお願いいたします。

市民図書館長から説明

寄附採納について、ご報告申し上げます。

去る二月十八日（金）に、「社団法人 青森法人会（会長 林 光男）様」から、本市の教育の振興と市民の多様な学習活動の推進に役立てていただきたいとの御趣旨で、市民図書館に対しまして専門書三十万円相当の寄贈の申し出がございました。

このたびの御厚志に対しまして、心から感謝いたしますとともに、寄贈いただいた図書につきましては、市民の生涯学習活動の充実に役立てて参りたいと存じます。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告に關しまして、何か質問、ご意見等ございませんでしょうか。
無ければ次に移ります。(5)平成二十三年全国高等学校総合体育大会青森市実行委員会第二回総会の開催について事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

いよいよ今年開催となる平成二十三年全国高等学校総合体育大会の「青森市実行委員会第二回総会」を四月五日に開催いたしますので御報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

本市におきましては、「平成二十三年全国高等学校総合体育大会」を七月二十八日から八月十六日までの期間開催することとしており、初日の総合開会式を皮切りに、同日からソフトテニス(男子)、三十一日からは新体操が実施され、八月二日からのねぶた祭り期間を除き、八月九日からは登山、卓球、テニスの五競技が開催されることとなります。

市実行委員会事務局では、これまで総会並びに各専門委員会での御意見を踏まえ、青森県実行委員会との連絡調整、本大会の開催準備、大会のPRなどに取り組んで参りました。

総会では、これまでの取り組みや各専門委員会で議論した事項の報告、平成二十二年事業報告・収支決算案及び平成二十三年事業計画・収支予算案について御審議いただくこととしております。

委員の皆様には市実行委員会顧問として参加いただいております。既に御案内を差し上げているところではございますが、是非御参加いただくとともに今後とも御協力をお願いいたします。

なお、今回の震災による大会への影響といたしましては、大会の主催者である全国高等学校体育連盟は、現在のところ、大会開催の可否を含めた今後の方向性についての見解を示しておりませんが、県は引き続き準備作業を行うこ

ととしておりますことから、市といたしましても開催準備を進めて参りたいと考えております。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告に關しまして、質問、ご意見等ございませんでしょうか。
無いようなので次へ移ります。(6)「縄文遺跡群世界遺産について学ぶ会」及び「小牧野遺跡世界遺産登録説明会」の開催
について事務局から報告をお願いします。

文化財課長から説明

縄文遺跡群の世界遺産登録推進に向けた学習会及び説明会についてご報告申し上げます。
本市が所管しております、小牧野遺跡は、平成二十一年一月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の一つ
として、ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載され、現在、登録に必要な保管管理計画の策定作業などを進めている
ところでございます。

世界遺産登録の実現にあたりましては、地域住民の理解と協力が不可欠でありますことから、このたび、「青森県の
縄文遺跡群 世界遺産をめざす会」と「高田地区町会連絡協議会」との共催で、四月十六日 土曜日に、高田教育福祉
センターにおいて、世界遺産登録の概要や小牧野遺跡を中心とした国内外のストーンサークルについて解説する、
『縄文遺跡群世界遺産について学ぶ会』を開催することにいたしました。また、小牧野遺跡につきましては、世界遺
産としての登録区域の設定が条件となっており、地元における考え方を提示するとともに御意見を伺う必要がありますこ
とから、「学ぶ会」の終了後に、青森市教育委員会の主催で、「小牧野遺跡世界遺産登録説明会」も併せて開催したいと
考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告に關しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
無いようなので次へ移ります。

(11) その他

委員長

その他、何かございませんか。
特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会は、四月二十五日(月)、午後三時から、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思いますので、よろしく願います。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
それでは、これより非公開の会議に入りたいと思います。
先ほど議案第十七号及び議案第十八号につきましては非公開の会議とすることいたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退席をお願いいたします。

(別紙 非公開の会議参照)

委員長

以上を持ちまして、平成二十三年第三回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年三月二十八日開催の平成二十三年第三回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年四月二十二日

書 記 船 橋 玲 香

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年四月二十五日

署名委員

平 出 道 雄

署名委員

月 永 良 彦